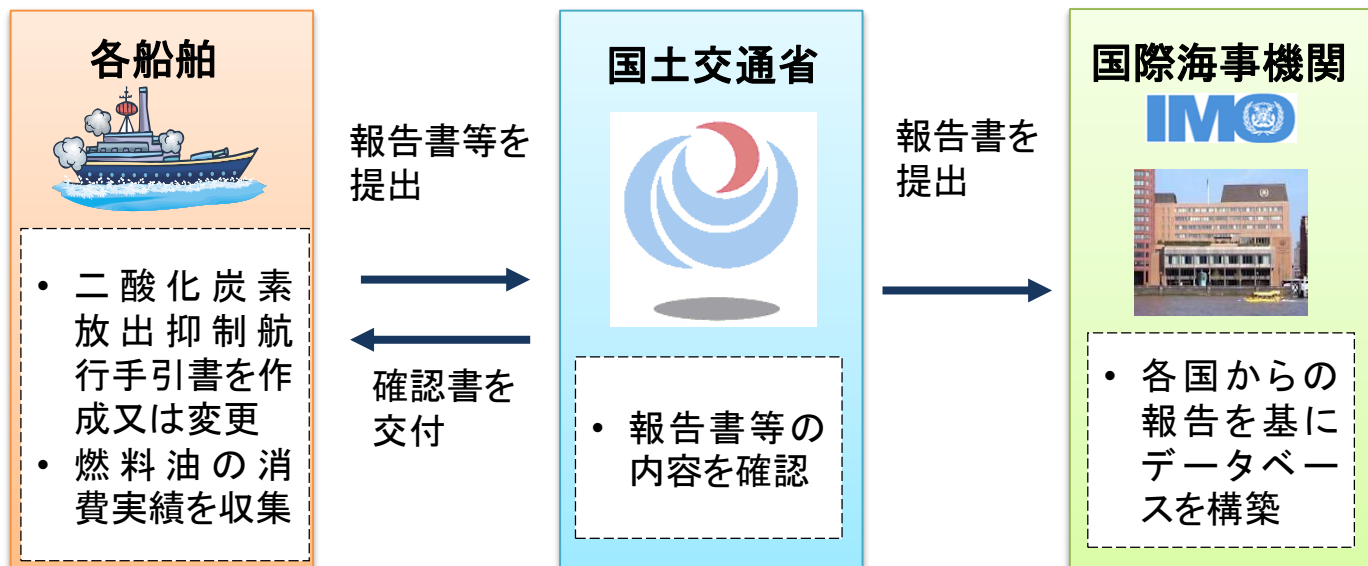


# 船舶の燃料油消費実績報告制度の概要



## ● 目的

国際海運からの温室効果ガス(GHG)の排出を削減する取組みの一環として、船舶の燃料油の消費実績を「見える化」し、省エネ運航を促進するため、対象となる船舶の所有者は、毎年、1年間の燃料油の消費実績（燃料油の消費量、航行距離、航行時間等）を収集し、国土交通省又は船級協会に報告する。

## ● 内容

### (1) 対象となる船舶：

国際航海等に従事する船舶※であって、総トン数5,000トン以上のもの

※ 日本国領海等（日本国の内水、領海又は排他的経済水域）以外の海域において航行の用に供される日本船舶

### (2) 対象となる船舶の所有者が必要となる対応

- ① 二酸化炭素放出抑制航行手引書に「燃料油の消費実績の収集・報告方法」を記載し、承認を受ける（既に承認を受けている手引書にあっては、2018年内にそれらの方法を追記し承認を受ける）。
- ② 毎年1～12月の燃料油の消費実績を収集する。  
（初回収集期間：2019年1月～12月）
- ③ 翌年3月末までに燃料油の消費実績を国土交通省又は船級協会に報告する（初回報告期限：2020年3月末）。
- ④ 交付された燃料油消費実績報告履行確認書を船舶に備え置く。